

ライセンス等購入契約条項

公益財団法人 高輝度光科学研究センター（以下「甲」という。）と契約相手方（以下「乙」という。）が、ライセンス等の購入に関する契約を締結する場合の条項は、次のとおりとする。

（総 則）

第1条 乙は、契約書および仕様書に合致するライセンス等（以下「ライセンス」という。）を、契約書記載の金額をもって、仕様書記載の契約開始日までに発行・付与・納入（以下「納入等」という。）をしなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、この契約に基づく権利または義務を、第三者に譲渡し、もしくは承継させ、または担保の目的に供してはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合はこの限りではない。

（秘密保持）

第3条 乙は、本契約に関し知り得た情報を、第三者に漏洩してはならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

2 本条項は、この契約の期間満了後においても、なお効力を有するものとする。

（検 査）

第4条 甲は、ライセンスの納入等を証明する書類等の納入があったときは、検査を行うものとし、乙はこれに立ち会うものとする。

2. 乙または乙の代理人が前項の検査に立ち会わないときは、甲は単独で検査を行うことができる。この場合、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。

3. 乙は、第1項の検査の結果不合格となった場合は、甲の指示に従い、乙の負担において、直ちに必要な措置をとらなければならない。

（契約金額の支払い）

第5条 乙は、第4条第1項の検査に合格したときは、請求書をもって甲に契約金額の支払いを請求するものとする。

2. 甲は、前項の請求書が適正であると認めた場合は、甲の支払定日に、その代金を乙に支払うものとする。ただし、甲の都合により第4条第1項の検査が著しく遅延したときは、甲乙協議のうえ支払方法を決定することができる。

(履行遅滞)

第6条 乙は、契約開始日までにライセンスを納入等することができないと認めるときは、遅滞なくその事由および納入予定日を甲に通知し、その指示に従わなければならない。

2. 乙は、契約開始日を過ぎてライセンスを納入等したときは、遅滞により発生した損害等の補償については、甲乙協議して決定するものとする。ただし、乙の責に帰しがたい事由により納入等が遅滞し、甲がこれを認めた場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第7条 甲は、次の各号の一つに該当するときは、この契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 乙が、契約の解除を申し出たとき。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により、契約開始日までに、または、開始日後相当期間内（ただし、当該事業年度を越えることは出来ない）にライセンスを納入等する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙が納入等したライセンスに、不履行があったとき。
- (4) 乙が、納入等または検査に際し、不当または不正な行為があると認められるとき。
- (5) 前各号のほか、乙がこの契約に違反したとき。
- (6) 乙が、無能力者もしくは破産の宣告を受けたとき、またはその資産もしくは信用状態が著しく低下したとき。
- (7) 甲の都合により契約の解除を必要とするとき。

2. 乙は、前項第1号から第5号までの一に該当する事由により契約を解除されたときは、契約解除部分に対する金額の10分の1に相当する金額を、甲の指定した期限までに甲に支払うものとする。ただし、乙の責に帰しがたい事由により乙が解除を申し出て、甲がこれを認めた場合はこの限りでない。

3. 甲は、第1項第7号の規定により契約を解除した場合で乙に損害を与えたときは、その損害を補償するものとし、その補償額は甲乙協議して決定するものとする。

(事情変更に基づく契約の変更)

第8条 この契約締結後、予期することのできない異常な事由の発生に基づく経済事情の変動その他の理由により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、甲乙協議して契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(一般的損害)

第9条 甲は、乙の責に帰すべき事由により損害を受けた場合であって、他の条項の規定により損害が補てんされないときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

(相 殺)

第 10 条 甲は、乙が甲に支払うべき違約金、遅滞金その他の債務がある場合は、この契約に基づき甲が乙に支払うべき代金その他の債務とこれを相殺することができる。

(協議事項)

第 11 条 この契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。又、紛争が生じたときは、日本国の法令に準拠し、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。